

1 目的及び適用範囲

この計画は、消防法第8条第1項に基づき ① _____ の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防及び人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とし、当建物の従業員及び出入りするすべての者に適用する。

2 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

・管理権原者

- (1) 管理権原者は① _____ の防火管理業務についてすべての責任を持つものとする。
- (2) 管理権原者は、管理又は監督的な立場にあり、かつ防火管理業務を適正に行うことができる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は速やかに改善しなければならない。
- (5) その他 ② _____

・防火管理者

防火管理者はこの消防計画の作成及び実行についてすべての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目を実施し、不備・欠陥事項がある場合は、改修促進を図る。

- ア 建物 基礎部、外壁、内装、天井、屋外階段
- イ 防火設備 防火戸、防火シャッター、防煙たれ壁
- ウ 避難施設 階段、避難口
- エ 電気設備 ③ _____
- オ 危険物施設 ④ _____
- カ 火気を使用する設備器具（以下「火気設備器具」という。）
⑤ _____
- キ 消防用設備等・特殊消防用設備等⑥ _____

- (4) 防火対象物の定期点検の立会い（該当対象物のみ実施）
- (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (6) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立（工事中の消防計画は別に定める）
- (7) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (8) 収容人員の適正管理

- (9) 全従業員に対する防災教育の実施
- (10) 担当責任者に対する指導、監督
- (11) 管理権限者への提案や報告
- (12) 放火防止対策の推進
- (13) その他 ② _____

3 自衛消防組織と任務分担

① _____ の自衛消防組織として、防火管理者 を隊長とし、次の任務分担により自衛消防組織を編成する。自衛消防隊長は、人命安全を確保するため、消防用設備等の位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した⑦避難経路図を作成し、周知徹底しなければならない。

自衛消防隊長 _____ (自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。)		
班編成表		火災時発生時の任務
指揮班	班長 _____ _____ _____	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隊長の補佐 ・ 各班への活動命令並びに情報の収集 ・ 消防隊への情報提供並びに災害現場への誘導
通報連絡班	班長 _____ _____ _____	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防署（119番）への通報並びに通報の確認 ・ 館内（事業所内）へ火災等発生放送並びに避難方向の指示 ・ 関係者への連絡（別紙緊急連絡一覧表参照）
消火班	班長 _____ _____ _____	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火場所に直行し、消火器等による消火活動 ・ 伊万里・有田消防本部消防隊との連携及び補佐
避難誘導班	班長 _____ _____ _____	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火階並びに上階に直行し、避難開始の指示 ・ 非常口の開放並びに開放の確認 ・ 避難上障害となる物品の除去 ・ 逃げ遅れ及び負傷者を確認し、指揮班へ報告
安全確保班	班長 _____ _____ _____	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 ・ 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 ・ エレベーター、エスカレーターの非常時の措置
救護班	班長 _____ _____ _____	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の応急処置 ・ 伊万里・有田消防本部救急隊との連携並びに負傷者の情報提供

4 従業員等の遵守事項

- (1) 避難口、階段、避難通路等に避難障害となる物品を置かない。
- (2) 防火戸付近、防火シャッター降下位置には、閉鎖の障害となる物品を置かない。
- (3) 上記(1)、(2)において物品を容易に除去できない場合は防火管理者に報告する。
- (4) 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。
- (5) 非常口等のマスターキーの管理について常に確認しておく。
- (6) 火気設備器具は使用する前後に点検を行い、安全を確認した上で指定の場所で使用する。
- (7) 火気設備器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物からの離隔を確保する。
- (8) 危険物品は持ち込まない、持ち込ませない。
- (9) その他 ② _____
- (10) 次の事を行う者は防火管理者へ事前に連絡し承認を受けなければならない。
 - ア 指定された場所以外で臨時的に火気を使用するとき。
 - イ 火気使用設備等を新設、増設するとき。
 - ウ 危険物等を使用するとき。
 - エ その他 ② _____

5 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- (3) 物置、空室、倉庫等の施錠を行う。
- (4) 終業時には必ず施錠する。
- (5) その他 ② _____

6 自主点検検査

- (1) 火気管理等の自主点検は日常点検と定期点検とに分け、防火管理者の指示で下記の任務分担により実施する。
- (2) 日常点検については別表1及び2を使用し毎日、定期点検については別表3を使用し週1回実施する。

防火管理者 _____	建物検査 担当者 _____	・建物内外の防火上の検査 ・防火戸の機能検査
	火気使用施設の検査 担当者 _____	・火気使用設備・器具の検査 ・灰皿等の処理の確認
	電気設備検査 担当者 _____	・電気使用箇所、器具等の点検 ・電気配線、コンセントの確認
	消火設備検査 担当者 _____	・消火器等は適正に配置されているか ・紛失、破損等はないか
	避難設備検査 担当者 _____	・避難経路、非常口等に避難の障害となるものはないか

7 消防用設備等の法定点検

消防用設備等の法定点検は次のとおりとする。

点検対象設備	点検実施月		点検業者
	機器点検	総合点検	
消火器	月、月 (6ヶ月に1回)	月 (1年に1回)	業者名⑨ _____
⑧			Tel _____

- (1) 機器点検は6ヶ月ごとに実施し、総合点検は1年ごとに実施する。
- (2) 点検の結果は、維持台帳に保存するものとし、点検結果は⑩____年に1回伊万里・有田消防本部消防長（消防署長）に報告しなければならない。
- (3) 点検の結果、不備欠陥事項があった場合については、早急に改善するものとする。

8 地震対策

責任者を_____として下記のとおり実施する。

・日常の地震対策

- (1) ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置
- (2) 窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告塔等の落下防止措置。
- (3) 火気使用設備器具等からの出火防止措置
- (4) 危険物等の流出、漏えい防止措置
- (5) その他 ② _____
- (6) 地震時の非常用物品等※（作成例参照）を確保し、有事に備えるとともに、定期的に点検を実施する。

・地震後の安全措置

- (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 火気使用設備器具の直近にいる従業員は、元栓の閉止又は電源を切り、火元責任者はその状況を確認する。
- (3) 避難通路を確保する。
- (4) 出火状況の確認、けが人発生状況を確認する。
- (5) 地震動終了後、二次災害の発生を防止するため、建物及び設備器具等の点検、検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- (6) その他 ② _____

9 防災教育及び訓練

防火管理者は、次により訓練及び防災教育を実施する。

訓練種別		実施時期	訓練内容
総合訓練		月	消火、通報、避難の訓練を連携して実施し、必要と認める場合は消防署への指導を要請すること
部分訓練	消火訓練	月	消火器具の取り扱い要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う
	通報訓練	月	119番への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る
	避難訓練	月	避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟
防災教育	全従業員	月	消防計画の周知徹底 職員各自の任務及び責任の周知徹底
	新入社員	その都度	消防用設備等の使用方法 その他火災予防上必要な事項

※ 飲食店、物品販売業の店舗、旅館、病院などの特定防火対象物は消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施すること。

10 消防機関との連絡等

消防機関への報告、連絡する事項

種別	届出等の時期	届出者
防火管理者選任（解任）届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理権原者
消防計画作成（変更）届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 防火管理者の変更及び自衛消防組織の大幅な変更 イ 建物の用途変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 ウ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
訓練実施の通報と報告	自衛消防訓練を実施する前と実施後 ※訓練報告書あり	防火管理者
消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告	⑩__年に1回（総合点検終了後）	管理権原者 防火管理者の確認を要す
防火対象物定期点検報告	該当対象物のみ報告（1年に1回） 防火対象物点検資格者による	管理権原者 該当対象物のみ
消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書	消防用設備等を新設、増設、移設等を行ったとき（詳細は消防本部問合せ）	管理権原者

1 1 防火管理業務の一部委託について〔該当・非該当〕 該当する場合下記記入

(1) 防火管理に関する業務の一部を① _____ TEL _____
に委託する。

(2) 委託を受けて防火管理業務に従事する者はこの計画の定めるところにより管理権限者・防火管理者・自衛消防隊長等の指示・指揮命令の下に適正に業務を実施する。

※防火管理の一部委託を行う対象物については別表4の一部委託状況表を提出すること。

1 2 緊急時の連絡先

建物関係者不在時に災害等が発生した場合の緊急連絡先

氏 名 _____ TEL _____

付 則

この消防計画は _____ 年 _____ 月 _____ 日から実施する。